



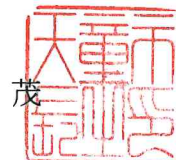
天童市告示第 134-2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画（変更案）を次により縦覧に供する。

利害関係人は縦覧期間満了の日までに、地域計画（変更案）に係る意見書を提出することができる。

令和7年11月20日

天童市長 新 関



1 縦覧期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月3日（水）まで

2 縦覧場所

天童市老野森一丁目1番1号 天童市経済部農林課

3 縦覧日時

土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出方法等

意見書は、日本語で記載するものとし、持参又は郵送により提出するものとする。意見書には、個人の場合においては住所、氏名及び連絡先を記載し、法人の場合においては法人名、代表者名、事務所の所在地及び連絡先を記載すること。

なお、地域計画（変更案）以外のものについては、意見書を提出できない。

5 意見書の処理等

意見書については、地域計画を公表する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。

なお、意見書の内容を公表する場合は、個人情報、財産権等を害するおそれのある内容等を除くときがある。

6 意見書の提出先

天童市老野森一丁目1番1号 天童市経済部農林課

地域計画変更等理由書

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に地域計画の変更等の理由は下記のとおりである

記

1 地域計画変更のあった地区

- (1) 高嶺地区
- (2) 干布・荒谷地区

2 地域計画変更の理由

- (1) 天童市大字荒谷字小才勝8446 999㎡を天童市消防団ポンプ車車庫の整備のため地域計画区域から除外することによる。
- (2) 天童市大字荒谷字荒谷原1973番440の一部 242㎡を一般住宅の新築ため地域計画区域から除外することによる。
- (3) 天童市大字芳賀字十二木694番10の一部 40㎡を携帯電話無線基地局の整備のため地域計画区域から除外することによる。